中学校デリバリー給食で

生徒が安心して学校生活が送れるよう支援します!

中学校に通う生徒の中には、家庭環境や経済状況で、昼食を用意できなかったり、学校給食を利用しにくかったりする方がいます。本市では、こうした状況を改善するため2つの支援策を実施いたします。

家庭環境により昼食を用意できない生徒への支援

本市では、デリバリー給食実施中学校において、家庭環境により昼食を用意できない生徒に対し、臨時的・緊急的に給食の無償提供による支援を実施してきましたが、今回、昼食の支援制度を立ち上げました。

1 目的

デリバリー給食による昼食の支援制度は、次の ~ を通じて生徒の生活の安定化を図り、 健全な成長のための学習環境を整えます。

生徒が昼食を食べられない状況をいち早く解決する。

生徒の生活環境における課題発見の「きっかけ」とする。

関係機関との情報共有・連携による課題の根本的解決に結びつける。

2 対象生徒

家庭環境により、昼食を用意できない生徒

3 申請手続き

学校が支援の必要な生徒を確認した場合、関係機関と連携し状況を確認することにより、支援の要否を判断します。教育委員会は、学校からの要請を受けて支援について審査し決定します。

4 支援内容

デリバリー給食の無償提供

5 関係機関との連携

家庭環境に課題のある生徒については、必要に応じて関係機関と情報共有を行い、根本的な解決へと結び付けます。

6 適用

平成30年9月1日

就学援助認定世帯の給食費支給方法を現物給付へ切替え

本市のデリバリー給食は、給食費を事前に払い込むことにより給食の予約ができる制度です。この度、就学援助認定世帯の生徒に、給食を直接提供することにより、事前の払込みが不要となる仕組みを整えました。

就学援助とは…経済的理由でお困りの人に対して学用品や給食費などの費用の一部を援助 する制度です。

1 目的

給食費の事前の払込みという保護者の一時的な負担を無くすことにより、就学援助認定世帯 の生徒が給食を利用しやすく、栄養バランスのとれた給食を食べられる環境を整えます。

2 対象生徒

デリバリー給食実施校における平成30年度就学援助認定者 2,090人(7月末現在)

3 制度の利用

就学援助制度の認定が決定した世帯には、交付決定通知が送られ、その翌月からこの制度の利用ができます。

給食予約システム未登録者は、登録手続きが必要です。

4 適用期間

平成30年9月から平成31年3月まで

中学校給食のすすめ



教育委員会の栄養士が成長期の中学生に合わせて栄養バランスを考慮した献立を作成しています。(1食315円)

食材は原則国産、相模原市産の野菜も使っているので安全・安心です。 手作りのおかず、旬の食材、行事食も積極的に取り入れています。 週に2回、汁物が提供されます。

栄養の蓄えは目には見えませんが、将来の健康を大きく左右します。 成長期である今だからこそ、毎日の給食を通じて、おいしく楽しく 適切な食習慣を身につけてもらえたらと思います。

問合せ先 学校保健課

学務課(就学援助関係)

電話 042 - 769 - 8283

電話 042-769-9262

担当 荒井 哲也

担当 八木 英次